



多治見市政記者クラブ同時配布資料
岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和 7 年 9 月 4 日（木）岐阜県発表資料			
所 属	担 当 課	担 当 者	電 話 番 号
東濃県事務所	環境課	下野	代表 0572-23-1111（内線 212） FAX 0572-25-0079

多治見市笠原町地内における土壤汚染について（第 1 報）

多治見市土地開発公社（以下、「公社」という。）が、令和 6 年 1 2 月に工場用地造成工事敷地内でヒ素の土壤汚染を確認したことから、敷地全体の土壤を調査したところ、新たに土壤溶出量基準を超える「ヒ素」が検出されたため、本日（9 月 4 日）、公社から東濃県事務所に報告がありました。

1 報告内容

（1）調査地点

多治見市笠原町地内

（2）調査結果の概要

○調査期間 令和 7 年 7 月～8 月

土壤溶出量調査

項目	調査 検体数	基準超過 検体数	調査結果 (mg/L)	土壤溶出量基準 (mg/L)	最大基準 超過倍率
ヒ素	8 2	3	0.001 未満 ～ 0.025	0.01 以下	2.5 倍

2 汚染の原因

当該土地では「ヒ素」の使用履歴はなく、現時点では不明です。

3 今後の対応

（1）地下水調査について

「岐阜県地下水の適正管理及び汚染対策に関する要綱」に基づき、多治見市と連携して、基準超過地点から自然河川により隔てられた地域を除く半径 2 5 0 m の範囲内にある家庭及び事業場を対象に、井戸水の利用状況調査及び水質検査を直ちに実施します。

なお、令和 7 年 2 月にヒ素の基準超過が報告された際に、井戸水の利用状況調査及び水質検査を実施している地域は除きます。（令和 7 年 2 月 2 8 日及び 3 月 2 1 日公表）

（2）地域住民への情報提供について

井戸水を利用している場合は、水質検査結果が判明するまでの間、飲用自粛を呼びかけます。

（3）汚染土壤の対策について

汚染土壤の適正な管理等が講じられるよう公社に助言します。

1 物質の説明

【ヒ素】

「ヒ素」は金属と非金属の両方の性質を持つ半金属元素であり、合金の添加材（硬さを高めるため）、半導体の原料、ガラスの消泡剤や脱色剤、花火の着火剤、塗料用の顔料、木材の防腐剤等に使用されています。また、ヒ素は地殻の表層部には重量比で 0.0005% 存在し、水中や土壌中、岩石、大気中に広く存在しています。ヒ素に汚染された井戸水の飲用による慢性の中毒症状としては、皮膚の角質化や色素沈着等が報告されています。

参考：化学物質ファクトシート-2012 年版-（環境省発行）

2 用語の説明

【土壌溶出量基準】

土壌に含まれる有害物質を、地下水等を経由して摂取することによるリスクを想定して設定した基準。